

# 佐世保工業高等専門学校情報系基盤技術教育プログラム規程

(令和7年1月14日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第2条に基づき、本校における情報系基盤技術教育プログラム（以下「本プログラム」という。）に関し必要な事項を定める。

(教育目的)

第2条 本プログラムは、AI・IoT・ロボット・サイバーセキュリティ・半導体関連事業等の情報系技術を活用した産業のスマート化を迎えるこれからの社会において、必要な情報系基盤技術を学生に対して修得させるとともに、自らの専門分野に応用できる力を修得させることを目的とする。

(履修対象者)

第3条 本校本科学生（以下「学生」という。）のうち、DIGI+特別選抜で入学した者は、入学と同時に本プログラムの履修者となり、本プログラムの修了が卒業の要件となる。

2 DIGI+特別選抜以外の選抜で入学した学生については、修了要件を満たした者を、本プログラム修了者として認定する。

(履修方法)

第4条 本プログラムは、授業科目の履修に係る通常の登録手続きの他に、特別の手続きを必要としない。ただし、別表に示すDIGI×科目については、第3条第1項に示すDIGI+特別選抜で入学し、本プログラムの履修者となった者の履修を優先する。

(授業科目及び単位数)

第5条 本プログラム科目は、佐世保工業高等専門学校学則別表第2に掲げる科目のうち、別表に掲げる科目とする。

(修了要件)

第6条 本プログラムにおける修了要件は、次の各号全てを満たすこととする。

- 一 本校の卒業認定に必要な単位を修得すること。
- 二 第5条に定める授業科目のうち「A群から3単位以上」若しくは、「A群から2単位以上+B群から1単位以上」修得すること。

(修了認定)

第7条 本プログラムの修了の認定は、運営会議において行う。

2 本プログラム修了生については、成績証明書にプログラムを修了したことを記載する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度入学者から適用する。